

意見の概要	措置内容	措置状況
<p style="text-align: center;">意 見</p> <p>(2) モニタリング</p> <p>事業収支報告書の提出</p> <p>事業収支報告書の提出は、公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため、PFI 事業者が安定的及び継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあることを確認するために行うものである。</p> <p>神戸市摩耶ロッジ整備等事業では、PFI 事業者は施設の運営を協力企業に委託しているが、契約書の規定に基づいて提出されている事業収支報告書には、収入の部に、協力企業の物販の売り上げ等が含まれておらず、支出の部では、維持費等の協力企業の支出が不明であり、また、平成 27 年度に当初の事業契約とは別に、市と PFI 事業者が協議して実施した修繕工事の PFI 事業者負担分が含まれていないなど、事業全体の収支の実態は不明であった。</p> <p>事業全体の実態を把握できるように、適切な事務処理を検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">（経済観光局観光コンベンション課）</p>	<p>摩耶ロッジ再整備事業では、PFI 事業者である鹿島建設株式会社から、当初より契約に基づき、PFI 事業者の収支報告を受けることになっている。平成 29 年度のモニタリング報告においては、PFI 事業者の収支に加え、料飲その他の事業収支についても報告があった。今後も、摩耶ロッジに係る事業全体の収支を把握すべく、報告を求めていく。</p> <p>また、修繕工事に係る事業収支についても、PFI 事業収支報告の中に追加の修繕工事等に伴う収支報告を含めた報告があった。</p> <p>今後も適切な事業状況の把握を行う。</p> <p style="text-align: center;">（経済観光局観光企画課）</p>	<p style="text-align: center;">措置済</p>